

[優秀賞]

「再犯のおそれ」を考え、関わる

金岡繁裕 愛知県弁護士会・55期

無罪主張の事件でもない限り、情状弁護は必ず必要になる。そのなかでも、「再犯のおそれ」の要素については、誰しも頭を痛めたり、その認定に不満を抱いたりしたことがあるのではなかろうか。

本件は、一言で言えば、ある被告人の「再犯のおそれ」を科学的に量定し、かつ、その払拭を試みた事案といえると思う。

事案の概要と、被告人Nについて

2004年4月に国選弁護人として選任された事件は、事件当時13歳の女兒をわいせつ目的で連れ去ろうとしたが抵抗されたため未遂に終わり、その際同兇に腹部挫傷等の傷害を負わせたというもので、2002年夏の事件であった。

「追起訴予定」と添え書きがあったため、常習性の高い性犯罪事件の可能性もあるなと内心思いつつ、選任の2日後に接見に向いた。

被告人Nは、スキンヘッドで中背ながら筋肉質の身体をしており、見た目から威圧感があった。また、眼の光は非常に強く、見据えられるような印象を覚えている（そしてこの印象は、恋愛話までするほどに接見を重ねても変わっていない）。

起訴状の内容を確認していったところで、被告人から進んで、「全部2002年夏の事件ですが、強姦の追起訴が済んでおり、それ以外に、強姦致傷と、わ

いせつ目的の傷害事件を1件ずつ自白して捜査中です」と申告してきたため、逮捕が2年近く遅れた理由や、性犯罪事件の背景を尋ねていった。

その結果わかったことは、概略次のようであった。

- ① Nは、1970年生まれ男性で、2002年夏当時、34歳であった。筋肉質の身体は空手の成果であり、職歴としては、不動産業の営業として好成績を挙げていた時期もあるが、逮捕当時は風俗店店員をしていた。
- ② 性犯罪の前科前歴が複数あり、少年院収容2回、刑事裁判での執行猶予1回、その後の実刑判決による服役1回（前刑の執行猶予取消含む）である。施設収容は17歳から今までの累計10年以上に及ぶ。
- ③ 犯罪はすべて性犯罪、しかも低年齢の女兒（少なくとも外見上あるいは実年齢において小学校低学年から中学校上がりたてくらいの女兒）ばかりを相手にしていること。大まかに言って、強姦の既遂が3件程度、強姦未遂の事案や強制わいせつ未遂、後をつけたにとどまったものや、すぐ近くまでいったものなどで170件程度はあるが、すべて低年齢女兒が対象である。未遂が多いのは、相手から話しかけられたり声を出されたりすると急速に気持ちが萎えるからであり、（腕力にものをいわせて）強引に姦淫に及ぼうとはまったく考えない。
- ④ 「どうして低年齢女兒に偏っているか」や、「姦

淫が目的なのかそうでないのか」については、自分でもよくわからないのでうまく答えられない。ただ、交際相手やナンパの相手は成人女性であって、少女趣味はない(事実、捜査記録上、少女趣味の性的嗜好がうかがわれる押収物はなかった)。犯罪やルール違反というものは大嫌いで、少年院や刑務所で他の入所者の規律違反を咎めて暴力を振るったこと(それも規律違反であることは百も承知で)が数度以上あるし、1人で暴走族に怒鳴り込むような真似をしたこともある。

⑤ 2002年6月19日に7年3月の服役を終えて出所し、その直後から再び同種行為を開始し、同じ月に強姦致傷事件、翌7月に傷害事件(いずれも不起訴)、8月に追起訴にかかる強姦事件、9月に冒頭で述べたわいせつ目的略取未遂等事件を起こし、そのほかにも4～5件はやっている(いずれも低年齢女児ばかりである)。9月の事件で、逮捕を免れるため四国への逃亡を決意し、1年半、四国で生活していたが、指名手配されており、とうとう逮捕された。

⑥ 四国での1年半は、一切犯罪をしていない。その理由は、そういう気持ちにならなかったのが一番大きい。これにより二度と再犯をしないという自信ができた。

再犯のおそれについての検討

Nの再犯のおそれは、性犯罪一色の前科前歴や多数の同種余罪を有すること、服役後直ちに再犯に至っていること、それも相当頻回といわざるをえないことなどから、どうしようもないくらい高い、とも思えた。

しかし、本人の言によれば、15歳くらいで初めて性犯罪行為を行ってから、多い時は週に1度2度と激務(日中は働いていた)の合間を縫ってまで行っていた性犯罪行為、それも、長期服役(前刑の執行猶予取消しを含めると7年3月)の後でさえまったくやむ気配を見せなかった性犯罪行為が、四国での1年半に限り、完全に治まっていた。

このような対照的な事態は、極めて奇異に感じられた。と同時に、手がかりを見つけたと感じたのも事実であった。

事の本質の科学的解明を目指す

はたして、四国での1年半はNに本質的な変化をもたらしたのか、あるいは一時的なものにすぎないのか。前者であればその立証が問題となり、後者であれば、その要因を分析し、その定着を目指さなければならない。

そしてこの後者の作業は、個別処遇が不十分であり、Nに言わせれば「とくに性犯罪関連の教育というものはなく、せいぜい少年院で集団処遇の中で話を聞かされたくらいであった、刑務所では作業ばかりであった」程度の行刑に委ねるのでは間違いなく失敗するであろう。今ここで、刑事裁判を通じて働きかけていくほかに(裁判所が行刑に勧告的意見を付すようなところまでいけば理想であろう)。

そこで考えたのが、科学的な解明、具体的には、精神医学あるいは臨床心理学、場合によっては発達心理学等の、諸科学の力を借りた事案の解明であった。

四国での1年半という、これまでにない安定期がNにもたらされたことには、相応の理由があったと思われる。そこで、この時期をひとつの核として、

- ① そもそも、Nが、低年齢女児に偏った性犯罪の常習性を獲得した理由は何か、
- ② 上記理由の解釈から、四国での1年半の安定期を合理的に説明づけられるか、
- ③ Nの犯罪性向を払拭するためには、どのような働きかけが必要か、

ということを科学的に解明しようと考えた。

また、同時に、Nが、自分自身では、「どうして低年齢女児に偏っているか」や、「姦淫が目的なのかそうでないのか」について答えを見出せていない現状、行為当時のNに何らかの異常な心理状態(いわゆる解離等)がもたらされていた可能性も否定できず、そのような、

- ④ 犯行当時の意識状態・心理状態についても解明を試みようと考えた。

鑑定人の選定

第1回公判では、責任能力を争う姿勢を示したうえ、それと並行で鑑定人を捜した。

約5カ月を経た頃、興味を持ってくださったのが、とくに児童虐待などで高名な臨床心理士である、長谷川博一教授（東海女子大学）であった。

いく度かやりとりするなかで、長谷川教授の表現をそのままお借りすれば、「鑑定人が本契約（鑑定依頼）に同意した理由は、本鑑定が単に刑事責任能力、量刑等を争うために求められるものではないこと、被告人自らが犯罪行為の解明（意に反してくり返してしまう原因を知ること）を切望し、真の更生を期待しているところにある。臨床心理学的には自己理解の延長上にはじめて自己改革が見えてくるものであり、相応の刑罰を科すだけではなく、心理面接が被告人の成長（再犯防止）に資すると判断した。被告人にとって服役後の人生はけっして短くない」ということで、情状鑑定を中心とした私的鑑定を引き受けていただくことになった。

鑑定事項としては、協議の上ほぼ上記①～④に準じた。

鑑定結果

長谷川教授は、Nと6度にわたる面会を経て、鑑定意見を作成された。

鑑定においては、心理検査として、「言語連想検査」、「解離尺度検査」、「バウムテスト」、の3つが行われた。

「言語連想検査」においては、「被告人の心は、ポジティブな表層意識とネガティブな深層意識に分裂しており、ふだんは表層意識が支配しているが、言語連想検査への反応等、余裕を奪われた状況で意識のコントロールが及ばなくなり、逆転現象が生じる」可能性が示唆され、「バウムテスト」では、長谷川教授の経験の中でも極めて特異なバウム（樹木）が描かれ、この可能性の裏づけが得られた。

「解離尺度検査」では、性被害歴や母子家庭における愛情不足という生育歴を有するNの、多様な解離傾向が指摘され、犯行との関係が示唆された。

そして、Nの性犯罪行為の対象が低年齢の女兒に偏る理由として、Nが高い倫理性を持ち、弱い者を守ろうとする意識がとりわけ強いこと、犯行時には、何らかの要因により短期的な解離症状が発生しており、この意識の裏返しとして女兒に対する欲望が噴

出していると推察されること、本格的には脳機能等を血流の状態等を通して検査する必要もあり、簡易鑑定では限界があること、等の意見も述べられた。

四国での1年半は、Nが、風俗店の店員（いわゆる風俗嬢）を守る立場に立ち、弱い者を守ろうという意識が満たされていたことや、また、同所で知り合った女性に心を許すことで自身の弱い部分を表に出すことができたことから、平たく言えば常に心にゆとりを持って生活できており、それゆえ、否定的な深層意識に基づき犯行に及ぶことがなかったであろうとの結論であった。

長谷川鑑定は、あくまでひとつの推論にすぎず、万人をして一読了解させるといえるものとはまではいえなからうと思う。しかし他方、Nの強迫じみた倫理性、女性に不自由しない生活ぶり（公判で、Nは、100人を軽く上回る女性と性交渉をもった等と供述しており、事実、風俗嬢のスカウトとして行きずりの性交渉は日常茶飯事であった。またこのことからわかるとおり、Nに小児性愛性向があったということはなく、すでに述べたようにその手の雑誌やビデオも一切所持していなかった）と、その異常な性犯罪歴や犯行状況を読み解くひとつの専門的知見として、Nの「再犯のおそれ」や心理、犯行動機等に深い示唆を与えてくれるものであった。

また、長谷川鑑定は、同時に、「すでに被告人に心理的变化は始まっており、それを中断してしまうことなく、本心理面接（鑑定）の延長でカウンセリング的な面接を継続し、同時に精神医学的な薬物治療の是非も検討することが望まれる（現行法上では服役中にそれを試みるのは困難だが、文章表現力に長ける被告人の場合、レターカウンセリングでも効果が期待できる）」とし、治療方法や裁判所への要望まで踏み込むものであった。

情状判断のあり方など

ところで、性犯罪のような、往々にして異常心理が絡む刑事事件の審理と、その後の刑事処遇には、大いに不満がある。

裁判では、感覚的・恣意的に「再犯のおそれ」が指摘される傾向が著しい。刑事処遇は裁判の執行であり、それだけに裁判所は、執行を見据えた判断を

すべきところ、刑事処遇において考慮される諸要素をそもそも情状資料として収集しようとする姿勢に乏しいというのが率直な感想である。

他方、刑事処遇も、多種多様な背景を持ち、人格障害や知的障害、精神疾患のある割合も低くない受刑者について（このあたり、山本譲二『獄窓記』〔ポプラ社、2003年〕に刺激を受けた）、個別処遇がまったくできておらず、長谷川鑑定の示唆するN固有の事情について十分な処遇が行われることは期待したい。たとえばカナダでは、個人個人の性犯罪者について、科学的に性欲の生じる場面を分析して、その抑制を行うなどもするとのことであるが（後述の「報道特集」による取材で知った実情であるが、国家権力による人格強制がどこまで許されるかという問題はさておき、その問題意識には羨望を禁じえなかった）、日本では到底その域には達していない。

いつもいつも刑事処遇を見据えた情状の審理を行うことは不必要かつ非現実的であるが、少なくとも本件のように、科学的に被告人の病理性が把握でき、それゆえに治療による改善が見込まれるような事案では、この領域に踏み込んだ審理を行わないことに強い疑問を覚える。心理学等の専門的知見を交えた丹念な情状の審理は、被告人の抱える問題性の把握につながり、その再犯防止や更生への貴重な縁となるはずである。これを軽視し、主として生じた犯罪結果に囚われた刑の量刑を行うことは、無責任のそりを免れない。

長谷川鑑定に示唆を受け、Nの、原因追及に意欲的な態度（後日談であるが、裁判所に対し自身の病理性に向き合うことを求め、私の弁論より長い最終陳述を自ら工夫して行ったほどである）を見るにつけ、そう思わざるをえなかった。

マス・メディアも関心を寄せる

上記のような考え方に、興味を持ったマス・メディア関係者が2名おられ、それぞれ好意的に取り上げていただいた。

1つは、朝日新聞の5月19日付夕刊記事（全国版）がそれで、出所者情報通知制度との絡みで、各人の個別性を考慮しない点に疑義を差し挟む私の意見と合わせて本件が取り上げられた。

今1つは、8月7日付「報道特集」（TBS系列）で、Nの生い立ちから学生時代の知人らの話、さらには仕事先の同僚、母親へのインタビュー等総力をあげた取材と、カナダの性犯罪者処遇の現状の報告が盛り込まれた意欲的な1時間の特集番組となった。

報道特集は、本件に関する裁判所の判断が注目されるとの結びで終わっており、社会的に、この種事案の問題性が注視されていることを感じる事ができた。また、いずれの記者の方も、被告人と精力的に文通をし、被告人の人格や訴えかけ、決意に真摯に向き合ってくださった。9月言渡しの判決や、それ以前の尋問などの期日にも遠方から傍聴に来ていただけたほどであった。

裁判所の対応

しかし、裁判所（名古屋地裁3刑合議、伊東一廣裁判長）はとても冷淡であった。

Nに人格障害が疑われた以上、弁護人として責任能力を争うことは不可欠と考えたため精神鑑定を請求し、これが却下された後も、こちらは採用されると踏んで情状鑑定を請求したが、こちらあえなく却下された。長谷川鑑定を本鑑定の必要性のための主たる疎明資料としていたが、却下にあたり特段の理由は示されなかった。

長谷川鑑定自体は、最終的に「信用性を争う」意見を付した検察官の同意が得られ、証拠採用されたのであるが、上記のとおり長谷川鑑定が提言した本鑑定を不必要と判断した裁判所に多くは期待できず、予想どおり判決も内容的に乏しかった（5年の実刑）。

私たちが最も重要視していた情状判断を引用すると、「被告人の性犯罪に対する常習性は顕著であり……しかしながら……弁護人や上記臨床心理士の助力を得るなどして内省を深め、更生の意欲を新たにしていること……」と言うにとどまる。

要するに裁判所は、あっさりとNの性犯罪に対する常習性を「顕著」と認定し、その生育歴や人格障害（の可能性）に立ち入ろうとしなかったし、四国での1年半の平穏な生活を踏まえた常習性の消滅（ないしその実現可能性）についても触れようとしなかった。そして、裁判所の理解と意欲の欠如は、長谷川

鑑定を、被告人の内省や更生への意欲という決まり文句の認定材料にしかしなかった点に最もよく現れている。

本鑑定が退けられた時点で半ばあきらめてはいたが、裁判所には、まずNの個性や病理性を虚心に検討し、さらに性犯罪者をはじめとする病理性ある受刑者の刑事処遇や、翻って裁判実務のあり方、問題性を率直に検討してほしい。また、刑事処遇に対し個別処遇やさらなる心理検査、心理療法の必要性についての提言もしてほしい。Nの性格の歪みを率直に認めた検察官の論告よりはるかに後退した判決は、返す返すも残念である。

終わりに

「再犯のおそれ」を科学的に量定することは、医療観察法制定当時の議論でもその危うさが指摘されているように、一般化させてよいようなこととは思わない。

しかし、条件次第では、あえてここに踏み込んで議論をするべき時があると思う。それは、裁判や行刑が、病理性のある被告人の処遇に真摯に向き合っているとは到底思えない現状で、病理性を理解し、解明を目指し、たとえば常習犯の常習たる所以を解き明かしていくことができるのは弁護人しかいないからであり、また、刑事裁判の結果を超えて被告人の人生に有益な何かをもたらすはずでもあるからである。

今回の試みは裁判所に受け入れられず、取り合われもしなかったが、Nは即日控訴しており、捲土重来を帰したい。世間から見れば、とくに小さな女兒を持つ母親にしてみれば無期懲役でも飽き足りないNかもしれないが、病理性を忖度するなら、彼を非難し、重罰を科して解決する問題ではないし、また、彼をどこまで非難できるかすらも、考えれば考えるほどわからなくなるこの事案に、このように関われることは、私にとり弁護人冥利に尽きる。

(かなおか・しげひろ)